

◇大阪市公会堂条例の一部を改正する条例

- 1 中央公会堂の指定管理予定者の選定手続の特例を定めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和8年3月2日）から施行することにしました。

（経済戦略局文化部文化課）